特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２００２号
東京都中央区銀座７丁目７番４号
清算株式会社　株式会社メゾン・ド・ＤＮＰギンザ
代表清算人　伊藤　　豊
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第４０号
熊本県合志市栄3791番地11
清算株式会社　株式会社ゴウシテック
１　決定年月日　平成24年１月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０８４号
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
清算株式会社　株式会社リッスンジャパン
代表清算人　野村　　剛
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の弁済
清算株式会社株式会社リッスンジャパン（以下「会社」という。）は、株式会社エムティーアイ（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可確定後速やかに、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者が別途指定した銀行口座へ振込む方法により支払う。
２　残債権支払の免除
協定債権者は、会社から前項の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権から弁済額を控除した残債権の支払義務を免除する。
３　追加弁済
清算人は、第１項の弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債権の支払義務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第２３号
京都市山科区川田梅ケ谷町１番地の33
再生債務者　京都東山観光株式会社
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成24年１月27日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
大阪市淀川区木川西４丁目３番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区西心斎橋２丁目18番７号
再生債務者　株式会社ＩＬＬ　ＳＴＯＲＥ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満３丁目14番16号西天満パークビル３号館９階　アスカ法律事務所　弁護士　矢倉　昌子
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
愛媛県松山市末町乙267番地１
再生債務者　奥道後国際観光株式会社
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年４月13日から平成24年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
青森市新町１丁目７番１号
再生債務者　株式会社中三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月31日
青森地方裁判所第２民事部

平成２３年（再）第３号
千葉県松戸市上本郷4464番地
再生債務者　高林寺
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第９号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59
再生債務者　株式会社三谷温泉ひがきホテル
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１０号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59、商業登記簿上の本店所在地愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の21
再生債務者　株式会社ひがきグループ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１１号
愛知県蒲郡市三谷町鳶欠14番地の４
再生債務者　三谷温泉開発株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第９号
香川県坂出市川津町3347番地６
再生債務者　セルミ医療器株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年１月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
栃木県矢板市乙畑1190番地１
再生債務者　萩原建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月１日　　宇都宮地方裁判所